

でんき・ガスセット割

2020年10月15日実施

でんき・ガスセット割

1 対象となるお客さま

次のすべての条件を満たすお客さまで、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) 同一の需要場所において、当社が指定する契約種別（当社ホームページにおいてお知らせいたします。）の電気の需給契約と、当社が指定する主契約料金表（当社ホームページでのお知らせいたします。）のガスの需給契約の両方を契約されていること。
- (2) 当社が、当社の規定する方式により、この供給条件により算定された料金と(1)に該当する電気、ガスの料金を継続して一括して請求できること。

2 契約の成立および契約適用期間

- (1) でんき・ガスセット割は、申し込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約の適用期間は、でんき・ガスセット割が成立した日から、でんき・ガスセット割が消滅する日までといたします。

3 料金の適用開始の時期

- (1) 料金適用開始の日は、原則として、1（対象となるお客様）(1)に該当するガスの料金の適用開始の日の直後の計量機関等の始期といたします。
ただし、1（対象となるお客さま）(1)に該当するガスの料金の適用開始の日に1（対象となるお客さま）(1)に該当する電気の料金の適用が開始されていない場合は、1（対象となるお客さま）(1)に該当する電気の料金の適用開始の日といたします。

4 料 金

- (1) 当社は、1（対象となるお客様）(1)に該当する電気の需給契約にもとづく電気料金と、ガスの需給契約にもとづくガス料金の合計から(2)の割引額

を差し引きます。

(2) でんき・ガスセット割引額（月額）

1 契 約 に つ き（税込み）	110円00銭
------------------	---------

5 でんき・ガスセット割の消滅

当社は、お客さまが1（対象となるお客さま）の条件を満たさないことが判明した場合に、でんき・ガスセット割の適用を廃止いたします。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

(1) 電気の契約を解約する場合

1（対象となるお客さま）(1)に該当する電気の需給契約を解約した日

(2) ガスの契約を解約する場合

1（対象となるお客さま）(1)に該当するガスの需給契約を解約した日

6 料金その他の供給条件の変更

(1) 当社は、このでんき・ガスセット割の料金その他の供給条件を変更することがあります。この場合、でんき・ガスセット割の料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。

(2) 当社は、このでんき・ガスセット割の料金その他の供給条件を廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめ一定期間、廃止および廃止日のお知らせを当社ホームページに掲載いたします。

7 そ の 他

その他の事項については、ガス需給約款または当社が指定する契約種別ごとの供給条件に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この料金表は、2020年10月15日から実施いたします。